

CLT等木材利用への支援（幅広い用途で活用可能）

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
【R3補正】 JAS構造材の利用等	JAS構造材実証・転換実証支援事業	建築業者、設計者等	【JAS構造材実証支援】 CLTの調達費又は14万円/m ³ の低い方（上限3,000万円） 【転換実証支援】 ①部材調達支援：CLTの調達費又は14万円/m ³ の低い方（上限1,500万円） ②設計支援：設計費の1/2（木造部の床面積×12,700円×1/2の金額を上限）	農林水産省 林野庁	（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
【R4補正】 JAS構造材の利用等	JAS構造材実証支援事業	建築業者	CLTの調達費又は14万円/m ³ の低い方（上限3,000万円）		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
【R4補正】 住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計	建築用木材の転換促進支援事業	建築業者、設計者等	設計費（1/2以内） 国産の製品等の調達費の1/2相当（定額）		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
先駆性・普及性のあるCLT活用	CLTを活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：3/10以内（特に普及性や先駆性が高いもの：1/2以内）		（公財）日本住宅・木材技術センター 03-5653-7662
非住宅・中高層建築物等への木質建築資材の利用	都市における木材需要の拡大事業	建築業者	①耐火・準耐火建築物等：CLT 17万円/m ³ ②JAS構造材を利用する建築物：CLTの調達費又は14万円/m ³ の低い方（①②とも、上限3,000万円）		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
【R4予備費】 ロシア材から品質・性能の確かな木材等へ転換	建築用木材の転換促進支援事業	建築業者、設計者等	①部材調達支援 CLT：定額（6.6万円/m ³ ） ②設計支援 設計費の1/2以内		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
先導的な木造建築	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）	地方公共団体、民間等	調査・設計費の1/2以内、建設工事費の15%（または掛増し分の1/2）以内（上限5億円）		国土交通省 住宅局
普及拡大段階の木造化技術を活用した建築	優良木造建築物等整備推進事業	地方公共団体、民間等	調査・設計費の1/2以内、建設工事費の10%（または掛増し分の1/3）以内（上限3億円）	（一社）木を活かす建築推進協議会 03-3588-1808	
ZEB化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の2/3以内（CLTを用いる事業について優先採択）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161
【R3補正】ZEB化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の2/3以内（CLTを用いる事業について優先採択）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161
【R4補正】ZEB化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の2/3以内（補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLTを用いる事業について優先採択）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161

用途ごとの支援制度（CLT建築物にも活用可能）

施設の用途	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先	
地域材利用の公共建築	林業・木材産業成長産業化促進対策	地方公共団体、民間事業者等	木造化：建築工事費の15%以内（CLT等先進的技術を活用するもの1/2以内）	農林水産省 林野庁	林野庁林政部木材利用課 03-6744-2626 各都道府県林務部局	
公立小中学校等	公立学校施設整備費負担金	地方公共団体	新增築：1/2 改築、改修：1/3	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 03-6734-2000	
公立幼稚園 （公立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含むが公立認定こども園については、令和5年度よりこども家庭庁に移管予定）	学校施設環境改善交付金		新增築、改築、改修：1/3			
私立大学、大学院等 専修学校	私立学校施設整備費補助金		私立大学、大学院等：1/2以内 専修学校：1/2以内 等			
私立高等学校 等		私立高等学校等：1/3以内 等				
国立大学等	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等	定額			大臣官房文教施設企画・防災部 計画課 03-6734-2300
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	学校法人	1/3以内等			初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714
認定こども園 （公立施設を除く）	認定こども園施設整備交付金	都道府県	施設整備費の1/2以内			
保育所等	保育所等整備交付金	地方公共団体（小規模保育事業所に限る）、社会福祉法人等	施設整備費の1/2（新子育て安心プランに参加するなど要件を満たせば2/3）	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室 03-3595-2647	
介護施設	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地方公共団体、民間事業者等	定額（施設種別により異なる） 地域密着型特別養護老人ホーム：1床当たり200～448万円、認知症高齢者グループホーム：1施設当たり1,500～3,360万円の範囲で都道府県が定める額		各都道府県介護保険部局	
病院、医療施設	地域医療介護総合確保基金（医療分）	地方公共団体、医療法人等	都道府県において施設整備の補助率を決定		各都道府県医療担当部局	
障害福祉施設等 （公立施設を除く）	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4等		障害福祉施設：障害福祉課 03-3595-2528 保護施設：社会・援護局保護課 03-3595-2613	